

協議第7号

平成15年 月 日確認

新市の事務所の位置について

新市の事務所の位置について別紙のとおり提出する。

平成15年4月9日提出

津地区合併協議会

会長 近藤康雄

【協議結果】

今回の協議会において、新市の事務所の位置を津市役所庁舎として協議することとなりました。

協議項目	4.新市の事務所の位置	調整の内容(案)	合併に際して新庁舎は建設しないこととし、既存施設の活用を前提に協議会で協議のうえ、決定する。
関係項目			

## 留意事項

地方自治法第4条第1項では、条例で事務所の位置を定めることを義務づけている。新設合併の場合は、新市の発足までに事務所の位置を決定しておく必要がある。

## 事務所の位置

(根拠法令)

事務所の位置を定める場合には、住民の利用にもっとも便利であるように、交通事情、他の官公署との関係等に適当な考慮を払い、条例で定めなければならない。(地方自治法第4条第1項、第2項)

(規定事項)

番地まで決定すべきが原則

## 支所の位置

(根拠法令)

条例により「支所」又は「出張所」を設けることができる。(地方自治法155条第1項)

## 先進事例

篠山市	合併市町村	篠山町、西紀町、丹南町、今田町	新市施行日	H11.4.1
事務所の位置	旧篠山町役場	基本方針	篠山町を除く他の3町役場を支所とし、従来の支所と併せて5支所。	
備考	篠山町の役場が規模が大きく、4町の中で一番新しい。地理的に多岐郡の中心にある。各支所には地域振興、住民、福祉、業務管理、収納の5担当を設置			

西東京市	合併市町村	田無市、保谷市	新市施行日	H13.1.21
事務所の位置	旧田無市役所	基本方針	新庁舎の建設はしない。合併年度末までの組織・機構は現状を維持。	
備考	合併後、事務レベルにおいて窓口部門を除く分庁の具体的手法を検討。			

さぬき市	合併市町村	津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町	新市施行日	H14.4.1
事務所の位置	旧志度町役場	基本方針	当面の新市の事務所の位置を大川郡志度町大字志度5385番地8に置く。	
備考	既存施設の有効利用の観点から、平成12年に完成した、志度町役場を新市の庁舎とし、新たな庁舎建設は市民の利便性財政状況等を勘案のうえ検討していく。旧町役場は支所機能を有する施設として存続。			

北上市	合併市町村	北上市、和賀町、江釣子村	新市施行日	H3.4.1
事務所の位置	旧北上市役所	基本方針	江釣子村上江釣子地内とする。	
備考	事務所の位置は、当初旧北上市役所の場所とし、新庁舎は江釣子村上江釣子地内に置く。分庁方式により旧市役所・役場すべてに本庁舎と支所機能を持たせている。新庁舎建設は凍結。			

10市町村の現況

市町村名	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	美杉村	備考
現在の事務所の位置	津市西丸之内 23番 1号	久居市東鷹跡町 246番地	安芸郡河芸町大字浜田 808番地	安芸郡芸濃町棕本 1845番地	安芸郡美里村大字三郷 48番地の1	安芸郡安濃町大字川西 1310番地	一志郡香良洲町 1878番地	一志郡一志町大字田尻 593番地 2	一志郡白山町大字川口 892番地	一志郡美杉村八知 5828番地の1	
本庁舎	箇所数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	敷地面積	25,940 m <sup>2</sup>	3,397 m <sup>2</sup>	24,838 m <sup>2</sup>	1,892 m <sup>2</sup>	11,664 m <sup>2</sup>	2,701 m <sup>2</sup>	2,973 m <sup>2</sup>	6,082 m <sup>2</sup>	10,556 m <sup>2</sup>	4,425 m <sup>2</sup>
	延べ面積	20,774 m <sup>2</sup>	5,484 m <sup>2</sup>	5,529 m <sup>2</sup>	1,615 m <sup>2</sup>	2,748 m <sup>2</sup>	1,872 m <sup>2</sup>	2,553 m <sup>2</sup>	2,250 m <sup>2</sup>	3,307 m <sup>2</sup>	3,554 m <sup>2</sup>
	棟数	1	3	1	1	1	3	1	4	2	1
建築年月	S54年9月	S42年1月 ~ H6年3月	H12年12月	S38年1月	H6年8月	S32年2月 ~ H6年3月	S44年5月	S31年9月 ~ H5年5月	S40年12月 ~ H9年3月	S38年	
支所、出張所	支所	12	1								
	出張所	1	2					1	4	6	
	分室			1							

面積は、小数点以下切捨て

建築年月は、一番古い建物と新しい建物

## 庁舎の方式及び現庁舎の利用について

方式	概要	メリット	デメリット
本庁方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の市町村の組織機構・機能を1ヶ所の庁舎に集約する。</li> <li>・残りの庁舎は、窓口的機能しか持たない支所又は出張所とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務の効率化を図ることができる。</li> <li>・住民に新市誕生の印象を与え、一体感が生まれやすい。</li> <li>・維持管理費の節減が図りやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁で執務する職員が増加し、既存施設の容量では対応できない場合は、増築の必要等多額の費用を要する。</li> <li>・周辺地域との距離が遠くなる。</li> </ul>
分庁方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の市町村の組織機構・機能を業務部門により複数の庁舎に振り分ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存施設を利用するために、本庁方式のように多額の費用が発生しない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務部門により庁舎が異なることとなり、住民が戸惑いやすい。</li> <li>・本庁方式と比べ、管理上で非効率になりやすい。</li> </ul>
総合支所方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理部門や議会、行政委員会等を除き、現在の市町村の庁舎における組織機構・機能を残す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民や職員にとって最も現状に近く、違和感が少ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務の効率化が図りにくく、合併による効果が少ない。</li> <li>・新市の誕生や、新市の一体感の意識の醸成が図りにくい。</li> </ul>